

第3次岐阜県廃棄物処理計画(概要)

第1章 計画の概要

1 計画の位置付け

- ・廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画
- ・岐阜県環境基本計画の廃棄物分野に関する個別計画

2 計画期間と目標年

- ・令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間
- ・中間年度の令和7(2025)年度及び新型コロナウイルス感染症の影響による課題を踏まえた見直しを実施

3 計画の対象

- ・一般廃棄物及び産業廃棄物
- ※食品ロス削減対策及び海洋漂着物対策は令和3(2021)年度以降に策定予定の都道府県計画に基づき推進

第2章 廃棄物処理に関わる情勢

1 本県の情勢

- ・令和2(2020)年、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い自治体として、国から「SDGs未来都市」に選定
- ・「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定し、オール岐阜で持続可能な「清流の国ぎふ」の実現を目指す

2 国の情勢

- ・平成27(2015)年、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択。SDGs(持続可能な開発目標)が掲げられた
- ・平成30(2018)年、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定
- ・令和元(2019)年、プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみ対策アクションプランが策定され、G20にて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を各国と共有
- ・同年、「食品ロス削減推進法」を公布
- ・令和2(2020)年、「循環経済ビジョン2020」を取りまとめ

第3章 廃棄物の現状

1 現状

(1)一般廃棄物

- ・排出量は、平成26(2014)年度以降、減少傾向にあり、全国平均よりも減量化が進行
- ・生活系ごみと事業系ごみに分けてみると、事業系ごみは増加傾向
- ・1人1日当たりの排出量と増減の傾向が市町村ごとに相違

(2)産業廃棄物

- ・排出量全体は漸減傾向
- ・種類別排出量は増減傾向に相違があり、排出量が最も多い有機汚泥は増加傾向
- ・業種別排出量も増減傾向に相違があり、排出量が最も多い製造業は増加傾向

2 主な課題

- ・プラスチックごみ及び食品廃棄物等の削減について、県民と事業者に対して具体的な行動を促す取組が必要
- ・事業系ごみを削減する取組が必要
- ・産業廃棄物の更なる減量化と再生利用量増加への施策が必要
- ・消費者のより積極的なグリーン購入等の環境配慮行動が必要
- ・事業者におけるリサイクルやグリーン購入への取組を含め、更なる発生抑制、適正処理の推進が必要
- ・各市町村の減量化の状況は異なり、好事例を展開する必要
- ・近年の大規模災害の発生状況を踏まえ、災害廃棄物処理に支障が生じないよう広域処理体制の構築が必要

第4章 目標・指標と基本的な考え方

1 基本的な目標

一般廃棄物	現状(2018)	2025年度	2030年度	産業廃棄物	現状(2018)	2025年度	2030年度
排出量	696千t	608千t	548千t	排出量	3,677千t	3,677千t	3,677千t
再生利用率 (量)	23.3% (162千t)	28% (170千t)	29% (159千t)	再生利用率 (量)	40.7% (1,496千t)	56% (2,059千t)	56% (2,059千t)
中間処理による減量	484千t	396千t	352千t	中間処理による減量	2,054千t	1,513千t	1,513千t
最終処分量	50千t	42千t	37千t	最終処分量	126千t	105千t	105千t

2 プラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標(抜粋)

項目	目標値(2030年度)
1人1日当たり生活系ごみ排出量	【2025年度】629g/人/日 【2030年度】595g/人/日
事業者当たりのごみ削減率 (2018年度比)	【2025年度】5% 【2030年度】10%

3 県の施策効果を確認するための指標(抜粋)

項目	目標値
「ぎふ食べきり運動」の協力事業者・協力店舗数	2025年度:800店舗
「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の登録事業者・店舗数	2025年度:100社、1500店舗

4 基本的な考え方(県が取組む施策の体系)

基本方針	資源循環型社会の形成			
	施策の柱	1 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進	2 美しい生活環境の保全	3 災害・感染症・気候変動への備え
個別の取組		(1)ごみ減量化の推進 (2)リサイクルの推進 (3)一般廃棄物の適正処理の推進 (4)産業廃棄物の適正処理の推進 (5)有害廃棄物の適正処理の推進	(1)不法投棄等の不適正処理対策の徹底 (2)街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進	(1)災害廃棄物処理対策の推進 (2)感染症対策の推進 (3)気候変動への対応
4 各主体との連携強化				
(1)プラスチック資源循環推進のための会議の開催 (2)SNS等を活用した緩やかなつながりの構築 (3)各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有 (4)取組効果を見える化する仕組の構築				

第3次計画の新たな取組

- 新たな取組を重点分野として推進
- プラスチックごみ削減の推進
- 食品廃棄物削減の推進
- 各主体との連携強化

第5章 計画の推進に向けた具体的な施策

1-(1)ごみ減量化の推進
①家庭ごみ減量の推進
②「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度の推進・登録店舗・製造者の拡大
③石油由来プラスチック代替製品の利用促進
④「ぎふ食べきり運動」の推進
⑤食品ロス削減推進法に基づく都道府県計画の策定
⑥グリーン購入の推進
⑦エシカル消費の推進
1-(2)リサイクルの推進
①各種リサイクル法の推進
②多量に排出される廃棄物の再資源化の促進
③リサイクル製品の利用促進
④紙ごみの分別徹底の推進
⑤小売店等における資源物の回収拠点に関する市町村への情報提供
⑥製造者が実施する使用済み製品の回収に関する市町村への情報提供
⑦市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進
⑧リユース・リサイクル可能なプラスチック製品のデザイン推進

1-(3)一般廃棄物の適正処理の推進
①市町村への技術的支援
②一般廃棄物処理施設への立入検査の実施
③一般廃棄物処理施設への整備等に対する支援
④一般廃棄物の最終処分量削減の取組の支援
⑤県・市町村の連携による適正処理の監視
⑥一般廃棄物処理施設の広域化・集約化的検討
⑦民間の回収拠点における資源物の回収量を調査
⑧食品廃棄物及びプラスチックごみの調査
⑨食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化
⑩可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけ
⑪廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型とすることを促進
⑫各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有
⑬取組効果を見える化する仕組の構築

1-(4)産業廃棄物の適正処理の推進
①産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施
②排出事業者、処理業者の意識向上と関係法令等の理解促進
③食品廃棄物の不正転売を受けた監視体制の強化
④電子マニフェストの利用促進
⑤多量に排出される廃棄物の再資源化の促進【再掲】
⑥産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための手続条例の運用
⑦産業廃棄物処理施設に対する県民の理解促進
⑧優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進
⑨農業用使用済みプラスチック適正処理の推進
⑩家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援
⑪畜産環境保全推進指導協議会の開催
⑫耕畜連携による資源循環型農業の推進
1-(5)有害廃棄物の適正処理の推進
①高濃度PCB廃棄物の処理促進
②低濃度PCB廃棄物の処理促進
③その他有害廃棄物の適正処理の推進

2-(1)不法投棄等の不適正処理対策の徹底
①不適正処理の通報体制の整備
②不適正処理事案の公表
③関係機関との連携
④監視活動の実施
⑤食品廃棄物の不正転売を受けた監視体制の強化【再掲】
⑥岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用
2-(2)街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進
①県内一体となった環境美化活動の推進
②海洋漂着物対策推進地域計画の策定
3-(1)災害廃棄物処理対策の推進
①市町村災害廃棄物処理計画の策定支援
②隣接県等との支援体制の整備
③県内広域及び関係団体との連携体制の整備
④事業継続計画(BCP)の策定支援
⑤平常時からの県民に向けた災害廃棄物処理に関する情報の発信
3-(2)感染症対策の推進
①新型コロナウイルス等感染症対策

3-(3)気候変動への対応
①廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型とすることを促進【再掲】
②家庭ごみ減量の推進【再掲】
③「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度の推進・登録店舗・製造者の拡大【再掲】
④石油由来プラスチック代替製品の利用促進【再掲】
⑤「ぎふ食べきり運動」の推進【再掲】
⑥グリーン購入の推進【再掲】
⑦紙ごみの分別徹底の推進【再掲】
⑧市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進【再掲】
⑨食品廃棄物及びプラスチックごみの調査【再掲】
⑩食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化【再掲】
⑪可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけ【再掲】
4 各主体との連携強化
①プラスチック資源循環推進のための会議の開催
②SNS等を活用した緩やかなつながりの構築
③各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有【再掲】
④取組効果を見える化する仕組の構築【再掲】

第6章 計画の推進と進行管理

1 各主体の役割

- (1)県民の役割：県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策に積極的に協力し、自主的かつ積極的に取組むこと。
- (2)NPO等の民間団体の役割：各主体による循環型社会形成への理解や活動を促進し、連携や協働のつなぎ役となり、環境美化活動等に積極的に取組むこと。
- (3)事業者の役割：①排出事業者においては、製造から廃棄まで循環的利用と適正処理を考慮した事業活動に取組み、県や市町村が実施する施策に積極的に協力すること。
②廃棄物処理事業者においては、安全かつ確実な方法で適正な廃棄物処理を行い、県民に対して積極的に処理施設の情報公開に取組むとともに、廃棄物を貴重な資源として捉え、有用資源の回収や熱回収など循環利用を推進させること。

- (4)市町村等の役割：地域の実情に応じた一般廃棄物処理計画の策定と、住民や事業者の自主的な取組を促進すること。

2 計画の進行管理

各主体に期待される役割を整理し計画の推進を図るとともに、PDCAサイクルの手法により計画の進行を管理